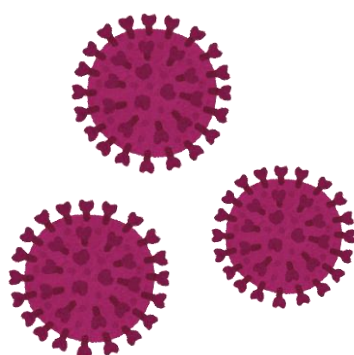


新型コロナウイルスの感染状況 及び本市の対応



令和4年1月27日(木)
奈良市新型コロナウイルス対策本部

エッセンシャルワーカーが濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮

- ・ 1月14日(金)付の厚生労働省からの事務連絡により、濃厚接触者の待機期間が、14日間から10日間に短縮されました。
また、同事務連絡により、エッセンシャルワーカー（社会機能を維持するために必要な事業者）の皆様については、条件付きで6日間または7日間に短縮できるようになりました。
- ・ これを受け、保健所設置市として、エッセンシャルワーカーが濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮について、市内事業者の皆様に対して、短縮を認める業種等、認める基準、検査の方法、タイミング等についてお知らせします。
<資料①> : 「事業者の皆様へ【奈良市保健所からのお知らせ】」
- ・ 市職員及び市立学校の教職員などは、エッセンシャルワーカーとして待機期間の短縮ができることから、検査の方法やタイミング等について、通知・徹底を図ります。
<資料②> : 「市職員などが濃厚接触者となった場合の対応基準」

事業者の皆様へ 【奈良市保健所からのお知らせ】

～ エssenシャルワーカーが濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮について ～

1月14日(金)付の厚生労働省からの事務連絡により、エssenシャルワーカー（社会機能を維持するために必要な事業者）の皆様が濃厚接触者となった場合、**待機期間を10日間を待たずに解除**することができるようになりましたので、短縮を認める業種等、認める基準、検査の方法、タイミング、留意点などについてお知らせします。

【短縮が認められる業種等】

別添資料1：「奈良市保健所が「待機期間の短縮ができる」と認める業種等」

【短縮後の待機期間】

陽性者との**最終接触日(0日目)から6日間または7日間**（**検査方法により異なる**）

【待機期間終了のお知らせ】

奈良市保健所から個別に連絡はいたしません。保健所への報告は必要ありません。

【短縮を認める基準】

- ① 予め事業の継続に必要である業務及び従事者を整理し、自宅待機の**短縮を実施する者を最小限に限定**できること
- ② 検査実施にあたっては、濃厚接触者となった職員の**健康観察を確実に**行い、**無症状であることを確認**できること
- ③ 待機を解除された職員について、10日までの間、業務以外の不要不急の外出の自粛、可能な限り公共交通機関以外の通勤を指導できること

【検査にあたっての留意点】

- ・ 無症状であること
- ・ 検査は事業者の費用負担
- ・ **PCR検査または抗原定量検査**を行う場合は**陽性者との最終接触日(0日目)から6日目**に、**抗原定性検査**を行う場合は**6日目と7日目**にそれぞれ実施すること
- ・ 抗原定性検査キットは、個人で購入する場合はお近くの薬局・ドラッグストアへ、事業者で購入する場合は[医薬品卸売販売業者（厚労省ホームページ）](#)
<外部リンク>を確認すること

【検査後の留意点】

- ・ 事業者は**検査結果を必ず確認**すること
- ・ 待機解除後に業務に従事する際は、事業者等において感染対策を実施すること
- ・ 10日までの間は、当該業務以外の不要不急の外出はできる限り控えて、通勤時等の公共交通機関の利用をできる限り避けること

奈良市保健所が「待機期間の短縮ができる」と認める業種等

医療体制の維持	<p>医療関係者（病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む）</p>
支援が必要方々の保護の継続	<p>生活支援関係事業者（介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む）</p>
国民の安定的な生活の確保	<p>① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・L Pガス、上下水道、通信・データセンター等）</p> <p>② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）</p> <p>③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）</p> <p>④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）</p> <p>⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）</p> <p>⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）</p> <p>⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）</p> <p>⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）</p> <p>⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）</p> <p>⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）</p>
社会の安定の維持	<p>① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）</p> <p>② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）</p> <p>③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）</p> <p>④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）</p> <p>⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）</p> <p>⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）</p> <p>⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）</p>
その他	<p>①医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なものを製造しているもの、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等</p> <p>②学校等</p>

令和4年1月14日厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に準拠 ※1月19日、1月25日政府基本的対処方針より追加あり

市職員などが濃厚接触者となった場合の対応について

市職員及び市立学校の教職員などは、エッセンシャルワーカーとして待機期間の短縮ができることから、以下の対象とする職員に対して措置を講じます。

【対象とする職員】

①社会機能を維持するために特に短縮が必要と認める職員

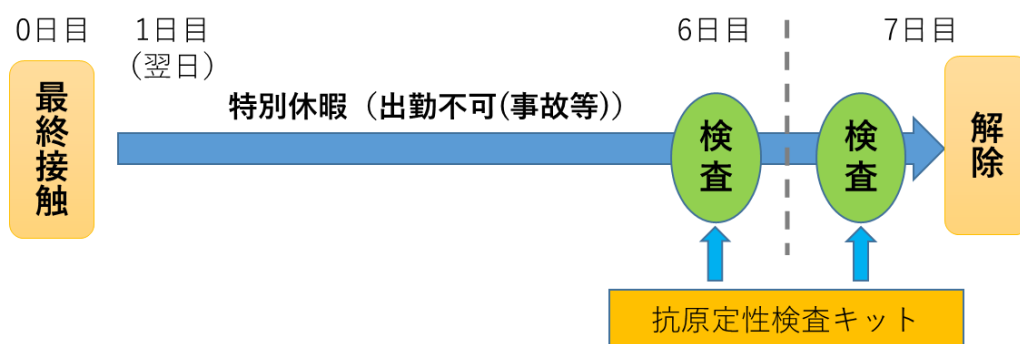
対象部局	対象職種
市民部	火葬業務員・霊苑管理人
子ども未来部、教育委員会	保育教育士、給食調理員
健康医療部	全職種
環境部	全職種（本庁を除く）
教育委員会	教職員
消防局	消防士
企業局	浄水場及び下水処理場職員

②上記①以外で、災害対応・重要政策に携わるなど任命権者が特に必要と認める場合

【検査の方法】

- ・抗原定性検査キットにより、陽性者との最終接触日（0日目）から6日目と7日目に実施
- ・所属長は検査結果を対象職員からの画像添付メールや動画等により必ず確認して、職場復帰を判断
（保健所への報告は必要なし）

◆濃厚接触者の待機期間短縮について（イメージ図）



※6日目に実施の検査結果が陰性で、かつ、7日目に実施の検査結果も陰性であった場合は、7日目の陰性判明後に解除（出勤可）となります。